

☆足利市民プラザ施設使用料

施設名	使用区分		階	定員(人)	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	摘要	
	室名	平日 土・日・休日								
文化ホール	文化ホール	平日	1	826	14,040円	19,440円	24,840円	48,600円	舞台・ホワイエを含む	
		土・日・休日			17,280円	24,840円	32,400円	63,720円		
	舞台のみ	平日	1		4,104円	5,616円	7,452円	14,472円	客席数 1F 490席 2F 336席	
		土・日・休日			5,184円	7,452円	9,720円	18,684円		
	ホワイエのみ	平日	1		1,728円	2,484円	3,240円	6,372円		
		土・日・休日			2,268円	3,240円	4,320円	8,208円		
	楽屋	1	15㎡	1		324円	432円	540円		1,080円
		2	30㎡			648円	864円	1,080円		2,160円
		3	39㎡			972円	1,296円	1,620円	3,240円	
	リハーサル室		80㎡	2	50	1,620円	2,160円	2,700円	5,508円	
サークル室	1	30㎡	2	20	648円	864円	1,080円	2,160円		
	2	29㎡			648円	864円	1,080円	2,160円		

施設名	室名	面積(㎡)	階	定員(人)	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	摘要
本館	101号室	125	1	80	2,376円	3,780円	4,860円	2部屋をつなげて1部屋としてご利用いただくことも可能です。
	102号室	63		45	864円	1,620円	2,376円	
男女共同参画センター	第5講習室	63	3	45	860円	1,620円	2,160円	1回 2時間 2,160円
	軽運動室	138						
	料理教室	131	4	35	1,080円	1,620円	2,160円	
	第1講習室(和室)	90(39畳)		45	1,720円	2,700円	3,240円	
	第2講習室(和室)	35(18畳)		20	540円	860円	1,080円	
	第3講習室(茶室)	31(10畳)		20	1,080円	1,720円	2,160円	
	第4講習室(和室)	35(18畳)	20	540円	860円	1,080円		
西館	小ホール	325	1	450	7,560円	10,800円	14,040円	
	芸術ギャラリー	90	2		1,620円	2,376円	3,240円	
	美術教室	161		30	1,620円	2,376円	3,240円	
	染色教室	137		20	1,620円	2,376円	3,240円	
	陶芸教室	102		20	1,620円	2,376円	3,240円	
	301号室	160	3	100	3,240円	4,752円	6,480円	
	302号室(和室)	52(20畳)		25	864円	1,620円	2,376円	
	303号室(和室)	52(23畳)		25	864円	1,620円	2,376円	
	401号室	160	4	100	3,240円	4,752円	6,480円	
	402号室	37		20	540円	1,080円	1,620円	
	403号室	37		20	540円	1,080円	1,620円	
	404号室	37		16	540円	1,080円	1,620円	

- 文化ホールをリハーサルのために使用する場合は、規定使用料に100分の30を乗じて得た額とします。
- 使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は100分の30が加算されます。
- 市民以外の方が使用する場合は使用料は100分の50が加算されます。ただし、次の市・町の方については、市民扱いになります。
佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町。
- 入場料・参加料・その他これに類する料金を徴収する場合は使用料は、次に定める率を乗じて得た金額が加算されます。
(1) 入場料1,500円未満のとき 100分の50
(2) 入場料1,500円以上のとき 100分の100
- 展示会等物品の販売を目的として使用する場合は使用料は100分の100が加算されます。

身体障害者 スポーツセンター	使用区分	午前 午前9時から 正午まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで
	個人使用	100円	120円	190円
団体使用 (10人以上)	750円	970円	1,290円	2,930円

- 身体障害者手帳の所有者は無料です。
- 毎月第1日曜日及び毎週水曜日の午後・夜間は身体障害者専用の使用日です。
- 一般の利用者が利用する場合、使用時間を超過した場合は、超過1時間以内は100分の30が加算されます。

※上記金額には消費税を含みます。合計金額の10円未満は切り捨てます。